

介護老人保健施設 若宮苑 介護給付事業 運営規程

- 第1章 総則
- 第2章 定員及び従業者
- 第3章 サービスの内容及び費用の額
- 第4章 運営に関する事項
- 第5章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人十薬会が開設する介護老人保健施設若宮苑（以下「若宮苑」という。）における次に掲げる介護給付事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設（以下「施設」という。）
- 二 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）
- 三 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）

(施設・事業の目的)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその心身の機能の向上および維持回復を図り、居宅への復帰を目指すとともに、その生活を継続して営むことができるように支援することを目的とする。

- 2 短期入所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 通所リハビリは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 若宮苑は、若宮苑を利用する者（以下「利用者」という。）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供しなければならない。

- 2 若宮苑は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
- 3 若宮苑は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(説明及び同意)

第4条 若宮苑の従業員は、施設サービス等の提供の開始に際し、懇切丁寧を旨とし、あらかじめ利用者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者

等のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して理解しやすいように説明を行い、当該サービスの提供の開始についての同意を得なければならない。

(身体拘束の禁止)

第5条 若宮苑においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 緊急やむを得ないと医師が認め、指示に基づき身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 若宮苑の従業者は、法令等に基づき、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 若宮苑は、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 若宮苑の個人情報の取り扱いについては、別に定める「医療法人十薬会 個人情報保護規程」に基づくものとする。

(各称等)

第7条 若宮苑の名称等は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 若宮苑
- 二 所在地 高崎市上大類町759
- 三 管理者 矢島 祥吉

第2章 定員及び従業者

(定員)

第8条 若宮苑の施設、短期入所の入所定員は、次のとおりとする。

- 一 一般棟 50名
- 二 認知症ケア専門棟 10名

2 若宮苑の通所リハビリの利用定員は、40名とする。

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 若宮苑の従業者の職種、その内容及び員数は、別表第1のとおりとする。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 若宮苑で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。）、通所リハビリテーション計画の作成
- 二 食事の提供（利用者が選定する特別な食事の提供を含む。）
- 三 入浴（一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする。）
- 四 看護及び医学的管理の下における介護
- 五 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- 六 退所に向けた総合的支援

- 七 各種相談及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者が若宮苑から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

2 若宮苑は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき約款<別紙2>に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者又は家族から当該費用の額の支払を受けることができる。

一 施設

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

二 短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (6) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

三 通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (3) 通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定により必要となる費用の範囲内において、居宅介護サービスまたは費用基準額を超える費用
- (4) おむつ代
- (5) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

(若宮苑の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、施設サービス等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画、通所リハビリテーション計画に基づいてサービスを利用すること。

二 健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。

- 三 外出及び外泊する際には、その旨申し出ること。
- 四 他科受診する際には、その旨申し出ること。
- 五 リハビリテーション機器の使用に際しては、従業者の許可及び指示を受けること。
- 2 その他若宮苑の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める。

(通所リハビリの営業日並びに営業時間)

第13条 通所リハビリの営業日並びに営業時間は、次のとおり定める。

- 一 営業日 12月31日から1月3日までを除く、月曜日から土曜日とする。ただし、日曜日にサービスの提供を希望する利用者があった場合においては、送迎サービスをとまなわないことを前提としてサービスの提供をすることがある。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りでない。

(通常の送迎及び通常の事業の実施地域)

第14条 短期入所の通常の送迎の実施地域は、平成18年1月23日の合併により高崎市となった地域を除く高崎市（通称「旧高崎市」）とする。

- 2 通所リハビリの通常の送迎の実施地域は、平成18年1月23日の合併により高崎市となった地域を除く高崎市（通称「旧高崎市」）とする。

(褥瘡の発生防止)

第15条 若宮苑は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
- 二 看護課長を褥瘡予防担当者とする。
- 三 若宮苑褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
- 四 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第16条 若宮苑は、苑内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 看護主任を感染対策担当者とする。
- 二 若宮苑感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針「若宮苑感染対策 マニュアル」を整備すること。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修及び訓練（シュミレーション）を定期的に行うこと。

(非常災害対策)

第17条 若宮苑は、副施設長を防火管理者とし、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。

- 2 若宮苑は、非常災害に備えるため、毎年5月に昼間の非常災害訓練（避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう。以下同じ。）を、11月に夜間を想定した非常災害訓練を実

施しなければならない。

- 3 若宮苑の従業者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。
- 4 若宮苑は災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(要望及び苦情処理)

- 第18条 若宮苑は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、若宮苑苦情処理委員会で定めるものとする。
 - 3 利用者または家族の要望及び苦情を受け付けるため、各フロアに「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第19条 若宮苑は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針「若宮苑事故予防・対応マニュアル」を整備すること。
 - 二 若宮苑は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とする。
 - 三 介護課長（リスクマネジャー）を安全対策責任者とする。
 - 四 事故発生の防止のための委員会「若宮苑事故防止委員会」及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 若宮苑は、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をしなければならない。
 - 3 若宮苑は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
 - 4 若宮苑は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの質の評価)

- 第20条 若宮苑は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 サービス情報公表制度を活用して、サービスの質の評価について自ら改善に取り組むものとする。

(ハラスメント対策)

- 第21条 若宮苑は適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的な言動を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境害されることを防止するための方針の明確化等必要な処置を講じなければならない。

(高齢者虐待防止の推進)

第22条 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の処置を講じなければならない。

- 一 介護課長を高齢者虐待防止担当者とする事。
- 二 若宮苑高齢者虐待防止委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 虐待防止のための指針を整備し、「若宮苑高齢者虐待防止マニュアル」を整備すること。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人十薬会の同意を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、平成30年8月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和1年7月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和5年6月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

若宮苑の従業者の職種等

職 種	職 務 の 内 容	員数（常勤換算）	
管 理 者	若宮苑の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1名	
医 師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	0.76人以上	
薬 剤 師	医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。	0.2人以上	
看 護 職 員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行い、及び施設サービス計画等により看護・介護を行う。	入所 5.8人以上	通所 1.2人以上
介 護 職 員	施設サービス計画等により医学的管理に基づく介護を行う。	入所 14.0人以上	通所 2.0人以上
支 援 相 談 員	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に応ずるとともに、入退所事務、レクリエーション指導等を行う。	1.0人以上	
理学療法士・ 作業療法士 等	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	入所 常勤・専任 1人以上 他兼務等	通所 0.56 人以上
管理栄養士 （栄養士）	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。	1人以上	
介護支援専門員	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。	1人以上	
調 理 員	管理栄養士（栄養士）の指示の下で、利用者に提供する食事を調理する。	業者委託	
事 務 員	庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。	1人以上	

(介 護 給 付 事 業)

注1) 別表第1のうち、「入所」は介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。）をいい、「通所」は通所リハビリテーションをいう。